

全国厚生労働関係部局長会議 説明資料

厚生労働省健康局
平成22年1月14日(木)

目 次

・新型インフルエンザ等の感染症対策について	1
・肝炎対策について	13
・がん対策について	19
・移植対策について	27
・疾病対策について	32
・生活習慣病対策について	39
・地域保健・保健指導の推進について	45
・生活衛生対策について	48
・「水道ビジョン」の策定に向けた取り組みについて	53
・原爆被爆者対策について	59

肝炎対策基本法

(平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・ 肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・ 肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・ 肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防に関する啓発、知識の普及等による予防推進、
- ・ 肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価、肝炎検査に関する普及啓発等

研究の推進

肝炎医療の均てん化促進等

- ・ 専門的な知識・技能を有する医師等、医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備、等

施策実施に当たっては、

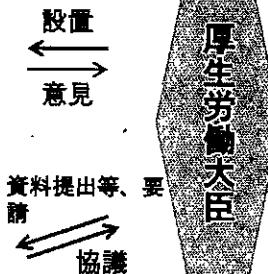
肝炎患者の
人権尊重
差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関



肝炎対策 基本指針

- ・ 公表
- ・ 少なくとも5年ごとに検討
- 必要に応じ、変更

肝硬変・肝がんへの対応

- ・ 治療水準の向上が図られるための環境整備
- ・ 患者支援の在り方にについて、医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討

14

肝炎総合対策の5本柱

H22年度政府予算案

早期発見・早期治療！

1. 肝炎治療促進のための環境整備（医療費助成）

【180億円】

2. 肝炎ウイルス検査の促進【25億円】

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援 等【9,2億円】

4. 国民に対する正しい知識の普及と理解【2,1億円】

5. 研究の推進【20億円】

15

肝炎対策基本法

(平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・ 肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・ 肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・ 肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防に関する啓発、知識の普及等による予防推進、
- ・ 肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価、肝炎検査に関する普及啓発等

研究の推進

肝炎医療の均てん化促進等

- ・ 専門的な知識・技能を有する医師等、医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備、等

施策実施に当たっては、

肝炎患者の
人権尊重
差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、要請
協議



肝炎対策 基本指針

- ・ 公表
- ・ 少なくとも5年ごとに検討
→ 必要に応じ、変更

肝硬変・肝がんへの対応

- ・ 治療水準の向上が図られるための環境整備
- ・ 患者支援の在り方にについて、医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討

14

肝炎総合対策の5本柱

H22年度政府予算案

早期発見・早期治療

1. 肝炎治療促進のための環境整備（医療費助成）

【180億円】

2. 肝炎ウイルス検査の促進【25億円】

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援 等【9,2億円】

4. 国民に対する正しい知識の普及と理解【2,1億円】

5. 研究の推進【2.0億円】

15

肝炎治療促進のための環境整備

～平成22年度肝炎治療特別促進事業(案)～

B型・C型ウイルス性肝炎に対する
インターフェロン治療 及び 核酸アナログ製剤治療への
医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担	原則 1万円 ただし、上位所得階層については、2万円
財源負担	国：地方=1：1
予算額	180億円
総事業費	360億円



16

2. 肝炎対策について

B・C型ウイルス性肝炎は、国内最大級の慢性感染症であり、その対策は、国民的課題である。従来より、感染者の健康保持・増進及び不安解消のため、総合的対策を講じ、早期発見・早期治療の促進に努めてきたところである。

今般、先の第173国会において、衆議院厚生労働委員長の提案によって「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号)が成立し、平成22年1月1日から施行となった。

各都道府県におかれましては、本法内容について、管内市町村、関係団体・機関等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

また、本法において、厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的推進を図るために、「肝炎対策基本指針」を策定することとされており、今後、「肝炎対策推進協議会」を開催し、本指針を策定する予定である。事務局として、同協議会の議論に必要な調査等についての依頼などさせていただく場合があるが、御協力をお願いしたい。

また、厚生労働省としては、本法の趣旨を踏まえ、一層の肝炎対策を強化することとしたので、その実施に当たっては、特に次の点について、その適正かつ円滑な実施に特段の配慮をお願いしたい。

(1) 肝炎対策に係るH22年度予算案について

来年度の肝炎対策予算につきましては、肝炎対策基本法も踏まえ、早期発見・早期治療の一層の促進を図るべく、前年度から31億円増となる計236億円を政府予算案として計上したところ。

具体的には、21年度と同じく、下記5本柱の取組を講ずる予定。

- ①肝炎医療費助成、
- ②肝炎ウイルス検査の促進、
- ③肝疾患診療連携拠点病院を中心とした診療体制の整備、
医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援、等
- ④肝炎に係る正しい知識の普及啓発、
- ⑤研究の推進、

(2) 肝炎医療費助成（肝炎治療特別促進事業）について

肝炎の早期治療のさらなる推進のため、来年度から、インターフェロン医療費助成事業を拡充することとした。具体的変更点は、下記のとおり。

① 自己負担限度額の引き下げ

現行で、所得に応じ、1、3、5万円のところ、原則1万円とする。(ただし、上位所得階層<市町村民税課税年額が23万5千円以上の世帯>は、2万円)

② B型肝炎に対する核酸アノログ製剤治療を助成対象に追加。

(自己負担限度額については、インターフェロン治療と同様)

③ インターフェロン治療について、医学的に再治療が有効と認められる一定条件を満たす者について、同一受給者の2回目の利用を認める。

(現行:患者1人につき1回のみ制度利用可)

来年度からの実施までに間になく、運用変更についての事務作業も多く生じ御負担が大きいところではあるが、本助成制度が一層活用されるよう、患者を含む住民に対する周知などを含め、予算が成立した場合に、円滑な移行ができますよう、ご準備方よろしくお願いしたい。

(3) 肝炎ウイルス検査について

肝炎対策としては、検査推進による感染者の早期発見が何よりも重要である。そこで、緊急肝炎ウイルス検査事業については、平成22年3月までの間の時限措置として行っているところではあるが、来年度においても継続して実施することとした。

については、一人でも多くの感染者の早期発見に資するよう、従前の肝炎ウイルス検査事業とともに、本緊急検査事業を適切に推進されたい。

また、各都道府県におかれましては、

- ・検診専門クリニックなども含め、忙しい労働者のかたも受検できるよう委託医療機関を増やすこと、

- ・積極的な広報を展開いただくこと、等、

一人でも多くの未受検者が肝炎検査を受けることができるよう、積極的な取組をお願いしたい。

肝炎対策基本法

(平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

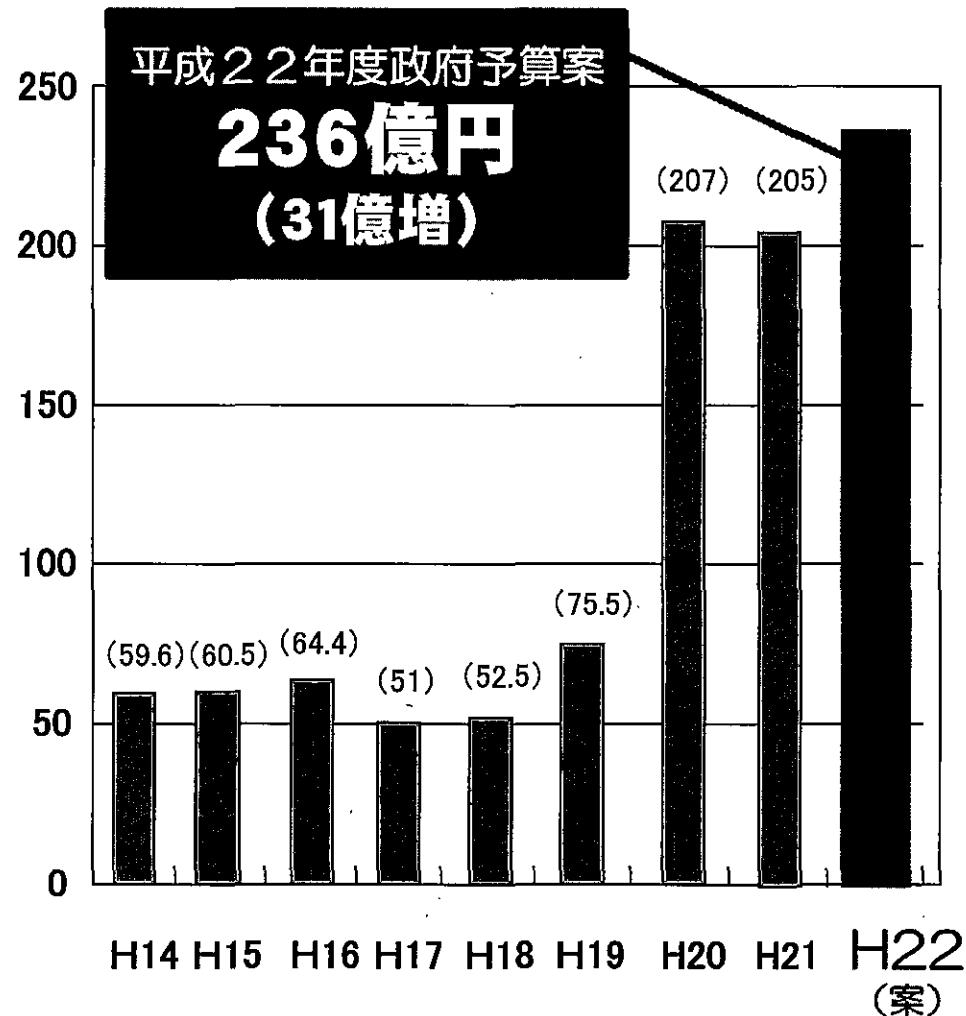
- ・肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。



<肝炎対策予算の推移>

(平成14年度～平成22年度)

(単位：億円)



肝炎総合対策 5本柱

H22・政府予算案

早期発見・早期治療！

1. 肝炎治療促進のための環境整備
(医療費助成) 【180億円】
2. 肝炎ウイルス検査の促進 【25億円】
3. 肝疾患診療体制の整備、
医師等に対する研修、
相談体制整備などの患者支援 等
【9,2億円】
4. 国民に対する正しい知識の
普及と理解 【2,1億円】
5. 研究の推進 【20億円】

肝炎治療促進のための環境整備

H22・肝炎治療特別促進事業（案）

B型・C型ウイルス性肝炎に対する

- ・インターフェロン治療 及び
- ・核酸アナログ製剤治療

への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担	原則 1万円 ただし、上位所得階層については、2万円
財源負担	国:地方=1:1
予算額	180億円
総事業費	360億円



平成22年度予算案における

肝炎治療特別促進事業(変更点)

H22予算額(案) 180億円
← H21予算額129億円

1. 自己負担限度額の引き下げ

H21 : 所得に応じ、1, 3, 5万円の自己負担限度額

H22 : 原則1万円 (上位所得階層2万円)

※上位所得階層=市町村民税課税年額が23万5千円以上の世帯
(H20年度実績で、約2割の者が該当)

2. 助成対象の拡大

H21 : インターフェロン治療のみ、助成対象

**H22 : B型肝炎の核酸アナログ製剤
を助成対象に追加**

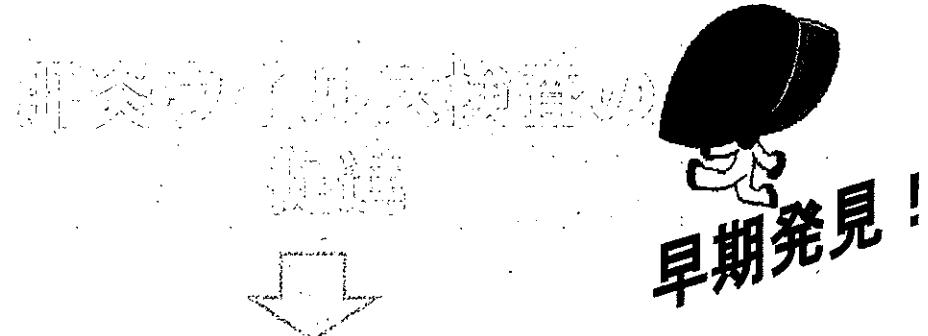
3. 制度利用回数の制限緩和

H21 : インターフェロン治療に係る制度利用は、
1人につき、1回のみ

**H22 : 医学的にインターフェロン再治療が有効と認められる
一定条件を満たす者について、
2回目の利用を認める。**

都道府県
ご担当への
お願い

上記変更(案)について、
医療機関、薬局、住民の方等への
周知等、円滑な移行に向けたご準備方
お願いいたします。



緊急肝炎ウイルス検査事業 (委託医療機関での無料検査)の 延長

都道府県ご担当へのお願い

1人でも多くのキャリアの方が、
早期発見できるよう、

- ・委託医療機関の増加
 - ・受検勧奨(広報)の強化
- をお願いいたします。

肝炎対策推進室

肝炎対策について

(総論)

我が国の肝炎の患者・感染者は、B型が約110万人～140万人、C型が約200万人～40万人存在すると推定されるところ。肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進展を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題である。

そこで、厚生労働省では、平成20年度から、インターフェロン医療費助成事業、及び委託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料実施を含む、新たな肝炎総合対策を推進しているところ。

さらに、昨年の第173回国会においては、すべての肝炎感染者・患者を対象とし、肝炎対策の総合的推進を図る『肝炎対策基本法』(平成21年法律第97号)が成立、本年1月1日から施行となった。

本法の趣旨も踏まえ、厚生労働省としては、平成22年度政府予算案において、肝炎対策関連予算として、前年度比31億円増となる236億円を計上し、

- ①肝炎医療費助成(180億円)、
- ②肝炎ウイルス検査の促進(25億円)、
- ③肝疾患診療連携拠点病院を中心とした診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援、等(9.2億円)、
- ④肝炎に係る正しい知識の普及啓発(2.1億円)、
- ⑤研究の推進(20億円)、

を柱として、肝炎総合対策の更なる推進に努めていくこととしている。

特に次の事項については、その適正かつ円滑な実施に特段の配慮をお願いしたい。

1. インターフェロン治療をはじめとする早期かつ適切な治療の一層の推進について

平成20年度インターフェロン医療費助成受給者証交付件数は、約4.5

万人であったが、平成22年度においては、肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、更なる取組が必要である。

そこで、各都道府県におかれでは、

- ①肝炎患者・感染者であることを知らない者への対策として、

→肝炎ウイルス検査の受検勧奨を強化、

緊急肝炎ウイルス検査事業の委託医療機関を増加(検診専門クリニックに委託する等多忙な労働者の方も受診できる体制を整備されたい。)

- ②検査により肝炎であることの自覚があるが、通院していない者への対策として、

→肝炎の治療必要性等の肝炎に係る正しい知識の普及推進、

受療勧奨の強化(産業医や地域のかかりつけ医を通じた受療勧奨を工夫されたい。また、緊急肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する受療勧奨を強化されたい。)

- ③肝炎のため通院しているが、治療に適した医療機関にアクセスできない者への対策として、

→肝疾患相談センター・地域医療機関等についてホームページ等による情報提供(県・拠点病院HP・トップページにバナー作成、公民館等におけるポスター掲示等、拠点病院を全く知らない者の目にも触れやすいよう、広報手段を工夫されたい。)

→肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会等を通じた地域の肝疾患診療ネットワーク構築をはじめとする、肝疾患診療連携拠点病院の活動充実、
(未指定自治体は、早期指定に努められたい。)

- ④肝炎のため通院し、インターフェロン治療を勧められている者への対策として、

→経済的負担が主因である者に対しては、

医療費助成制度の更なる周知徹底、

→不安や多忙などが主因である者に対しては、

肝疾患相談センターに係る広報強化、

相談員に対する研修の充実(※)、

事業主等へ肝炎治療の配慮を要請、
する等、積極的な取組をお願いしたい。

＜※肝炎患者等支援対策（仮称）について＞

なお、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等への支援を強化するため、平成22年度から、肝炎対策事業として、「肝炎患者等支援対策（仮称）」を実施予定である。（基準額：約60万円、補助率1／2）
本事業も積極的に活用し、肝炎に関する相談体制の充実に努められたい。

★本事業を活用しての事業（例）★

- 地域の患者、家族、患者支援団体等のご要望に応える『患者サロン』の開設
- 肝疾患診療連携拠点病院に設置する相談センターの相談員の資質向上のため、肝炎患者ないし元患者であった者を講師とする講習会を実施
- 同じ経験を有する患者・家族が相談にのり、互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象にしたピアサポートー育成のための研修を実施
※ピア(peer):同じ立場の方

2. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

各都道府県におかれましては、

- ・5月に予定されている肝臓週間（本年は、5月17日～23日までの一週間（予定）における重点的な普及啓発活動（シンポジウム・イベント開催等）、

- ・都道府県ホームページや広報誌を通じた継続的PRなど、
積極的な取組をお願いしたい。

3. 肝炎対策に係る取組についての情報提供のご依頼

昨今の財政状況の厳しい中、肝炎の早期発見・早期治療を効率的に進めるために、より効果的な施策を講じることがますます必要となってくる。

各都道府県において実際に講じた施策のうち、例えば、反響の大きかった肝炎ウイルス検査の受検勧奨方法などあれば、積極的に情報をお寄せいただければ幸いである。また、各自治体が講じている取組について、効果的に情報を共有する方法について、アイディアがあれば、合わせて情報提供いただきたい。

前文

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかつたことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

1. 基本理念

- ① 肝炎研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。
- ② 居住地域にかかわらず肝炎検査を受けることができるようすること。
- ③ 居住地域にかかわらず肝炎医療を受けることができるようすること。
- ④ ①から③までの措置を講ずるに当たっては、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとすること。

2. 責務

国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を規定すること。

3. 肝炎対策基本指針

厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎の予防及び医療の推進の基本的方向等について定める肝炎対策基本指針を策定すること。

肝炎対策の推進

4. 国及び地方公共団体が講ずる基本的施策

予 防

- ・ 肝炎予防に関する啓発及び知識の普及その他肝炎予防の推進のため必要な施策を講ずること。

早期発見

- ・ 肝炎検査の質の向上を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査に関する普及啓発等を行うこと。

治 療

- ・ 肝炎医療に係る専門知識・技能を有する医師等の育成を図ること。
- ・ 専門的な肝炎医療の提供等を行う医療機関の整備を図ること。
- ・ 肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずること。
- ・ 肝炎患者の医療を受ける機会の確保及び療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずること。

研 究

- ・ 肝炎に関する研究の促進及びその成果の活用のために必要な施策を講ずること。
- ・ 肝炎医療に係る医薬品等の治験の迅速化と、肝炎医療に係る臨床研究の円滑な実施のための環境整備を図ること。

5. 肝炎対策推進協議会

肝炎対策基本指針の策定又は変更に当たって意見を述べる機関として、肝炎対策推進協議会を厚生労働省に置くこと。

6. 肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等

- ・ 肝硬変及び肝がんに関し、医薬品の知見の迅速化と、治療水準の向上のための環境整備を図ること。
- ・ 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとすること。

7. 施行期日

この法律は、平成22年1月1日から施行すること。

【肝炎対策関連予算（案）（厚生労働省分）】

平成22年度 236億円（平成21年度 205億円）

【施策の方向性】

- 肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的促進のため、経済的負担軽減を図る。
- 検査・治療・普及・研究をより一層総合的に推進する。
- 検査未受診者の解消、肝炎医療の均てん化、正しい知識の普及啓発等を着実に実施していく。

1. 肝炎治療促進のための環境整備

180億円（129億円）

○ 肝炎治療に関する医療費の助成の実施

- ・ B型及びC型肝炎患者であって、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費を助成。
※ 自己負担限度額を原則1万円まで引き下げる（1.3、5万円 → 1.2万円（上位所得階層））
※ 核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加する。
※ インターフェロン治療に係る2回目の制度利用を認める。

2. 肝炎ウイルス検査の促進

25億円（46億円）

○ 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備

- ・ 検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。
※ 緊急肝炎ウイルス検査事業の延長。

○ 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、

肝硬変・肝がん患者への対応

9.2億円（9.2億円）

○ 診療体制の整備の拡充

- ・ 都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、肝炎情報センターにおいて、これら拠点病院を支援する。

○ 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

4. 国民に対する正しい知識の普及と理解

2.1億円（2.5億円）

○ 職場や地域などあらゆる方面への正しい知識の普及

- ※ 肝炎患者等支援対策（仮称）の実施。

5. 研究の推進

20億円（19億円）

○ 肝炎研究7カ年戦略の推進

- ・ 「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進。

○ 肝疾患の治療等に関する開発・薬事承認・保険適用等の推進

- ・ 治療薬等の研究開発の状況に応じて、速やかな薬事承認・保険適用の推進。

インターフェロン治療をはじめとする

肝炎の早期・適切な治療の一層の促進

早期発見・早期治療！

適切な治療を受けていない理由

各都道府県において、
講じていたござるい取組

肝炎患者・感染者
であることを知らない。

- ・肝炎ウイルス検査の受診勧
奨の強化
- ・緊急肝炎ウイルス検査事業
の委託医療機関の増加 等

肝炎患者・感染者
であることを知っている。

→ 通院して
いない。

- ・肝炎の治療必要性等に関する
正しい知識の普及
- ・受療勧奨の強化 等

通院している。

肝炎治療に適した
医療機関へアクセス
できていない。

- ・相談センター、地域医療機関
等に関する情報提供の強化、
協議会等を通じた「地域の肝
疾患診療ネットワーク構築」等、
肝疾患診療連携拠点病院の活動
充実 等

地域の診療体制が
出来ておらず、
治療に適した医療
機関に通院中。

医師からIFN治療を勧め
られているが、
IFN治療を受けていない。

不安や多忙が
主因である場合

経済的負担が
主因である場合

医療費助成制度の
更なる周知徹底
等

- ・肝疾患相談センターによる
広報強化
- ・相談員に対する研修の充実
など、相談体制の強化
- ・事業主等へ従業員の肝炎治
療に対する配慮を要請する
等